

一般社団法人群馬県作業療法士会 第2回総会 議事録

1. 日時 平成23年4月17日(日) 18:00~18:30
2. 場所 群馬県立心臓血管センター 会議室(前橋市亀泉町甲3-12)
3. 総社員数 10名(平成23年3月31日現在)
4. 出席社員数 8名
5. 理事氏名 新井健五会長、関根圭介副会長、生須義久副会長、中澤公恵(事務局長)、
北爪浩美、品田さゆり、阿部真也(総会欠席)、高橋久美子(総会欠席)
監事氏名 小林夏子、広津成美
6. 審議事項
 - 第1号議案 設立初年度事業報告及び収支報告について
 - 第2号議案 平成23年度事業計画及び収支予算案について
 - 第3号議案 その他
7. 議事経過
 - 1) 開会の言葉-関根副会長
 - 2) 代表理事(会長)挨拶-新井健五会長
 - 3) 議長選出
立候補者無し
事務局案として北爪浩美氏を推薦し、全員一致で承認される。
北爪議長挨拶
 - 4) 書記選出
立候補者無し
事務局案として中澤公恵氏を推薦し、全員一致で承認される。
 - 5) 定足数報告
平成23年3月31日現在社員総数10名。そのうち8名が出席。総社員の過半数の出席が得られていることから、当法人定款第22条の規定に基づき本総会が成立していることを確認。
 - 6) 議事録署名人選出
立候補者無し

事務局案として議事録署名人として、関根圭介氏、生須義久氏を指名し、全員一致で承認

7) 議事経過及び結果

第1号議案 設立初年度事業報告及び収支報告について

【提案者】新井代表理事

①設立初年度事業報告（平成23年2月24日～3月31日）

- ア. 設立総会を開催した（平成23年2月26日 於：マック・スクエア スワン）
- イ. 任意団体群馬県作業療法士会（以下、「群馬県作業療法士会」という）の解散に伴う会員及び残余資産等の当法人への移行受け入れに関して、群馬県作業療法士会との連携・調整作業を行った。
- ウ. 関係諸機関への法人設立届出準備を行った。
- エ. 群馬県作業療法士会会員及び関係諸機関や団体に対し、当法人の設立についての周知活動を行った。

②設立初年度収支報告（平成23年2月24日～3月31日）

- ア. 収入合計：0円
- イ. 支出合計：0円

【質疑応答】⇒無し

【議決】⇒以上すべて全員一致で承認

第2号議案 平成23年度事業計画案及び収支予算案について

【提案者】新井代表理事

- ①平成23年度における事業計画及び収支予算については、群馬県作業療法士会が解散し、所属する会員及び有する残余資産等、解散時に群馬県作業療法士会が有していた権利義務の一切が当法人に移行・継承した時点をもって定めるものとしたい。
- ②その場合においては、群馬県作業療法士会解散時点以前で直近開催の「定時総会」において承認された当該年度群馬県作業療法士会の事業計画及び収支予算案のうちの解散時点における未執行部分を、定款第68条の規定に基づき当法人が継承し、当法人の平成23年度における事業計画及び収支予算案として定めるものとしたい。

(新井会長追加発言)

上記①②については、本日開催された「群馬県作業療法士会第28回総会」において、平成23年4月30日をもって群馬県作業療法士会が解散すること、及び解散時点において在籍していた会員及び有していた残余資産、第28回総会において成立した平成23年度事業計画及び予算、その他解散時に群馬県作業療法士会に存する会員その他に関するすべての権利及び義務の一切を、平成23年5月1日をもって当法人に移行させることが承認されていることを報告する。よって、①において定める、当法人の平成23年度における事業計画及び収支予算は、②に基づき、群馬県作業療法士会第28回総会において成立した平成23年度事業計画及び予算の平成23年4月30日時点での未執行部分ということになる。

また、本総会議案書第2号議案の⑤は、群馬県作業療法士会が解散することとなったため削除することとした。

③「②」で定められる平成23年度における事業計画及び収支予算の内訳については、次回定時総会における平成23年度事業報告及び歳入歳出決算書・監査報告書をもって代えさせていただきたい。

④群馬県作業療法士会解散時までには執行された当該年度における事業計画及び収支決算、そして群馬県作業療法士会解散時における残余資産の状況については、当法人移行後に、当法人により書面にて会員に報告したいと考える。

【質疑応答】⇒無し

【議決】⇒以上すべて全員一致で承認

第3号議案 その他

【報告】

新規入会申込者が6名あった（議案書の通り）

【質疑応答】⇒無し

8) 書記・議事録署名人解任

9) 議長解任

10) 閉会の言葉 一生須義久副会長

この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は次に署名捺印する。

以下、省略